

第 3 部

学識経験者の意見

令和7年度（対象：令和6年度の事務事業）滑川市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価にあたって、客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて、学識経験を有する者の意見を聴いた。

1 学識経験者（評価委員）

（五十音順、敬称略）

氏 名	職 業 ・ 職 歴
相山 馨	富山国際大学子ども育成学部教授
廣田 仁美	元田中小学校教頭、元富山大学附属幼稚園副園長
藤井 克弘	元早月中学校長、元滑川市教育センター所長

（任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日）

2 意見聴取日等

令和7年9月3日（水） 評価委員会の開催による意見聴取

（評価委員、教育委員、教育長、事務局職員）

3 令和6年度実績に対する学識経験者の主な意見

○学校教育の充実について

- ・奨学資金について、事業の課題として令和8年度以降の財源が不足する見込みとのことだが、進学が困難な学生を経済的に支援するための大事な事業であるため、対応策を検討してほしい。
- ・不登校児童生徒の人数が年々増加している中、あゆみ教室の相談員の人数は横ばいだが、相談員の人数は足りているのか。
- ・不登校児童生徒について、小学校の入学時につまずいている児童が多い場合は、もっと幼児教育に視点をあてて対応していく必要がある。中学校の入学時につまずいている場合は、小中連携に視点をあてて対応していく必要がある。学校に行くことが全てではないが、学校へ行って友達と過ごし、人と関わる楽しさを感じる機会が増えたらよいと思う。

- ・教職員のＩＣＴ活用指導力向上に関する研修について、受講割合を増加させるための効果的な手立てが必要である。
- ・児童生徒はタブレットをよく活用していると思うが、小学校の低学年はタブレットのトラブルが多く、それに時間が割かれており、授業の内容になかなか時間が割けていない。小学校の低学年にタブレットの操作方法等を教える時間を設けたらどうか。
- ・高校生等学校生活支援事業については、対象となる生徒をもつ家庭にとって、非常にありがたいと思う。金銭的に苦しい家庭が学校へ進学できないということがないように支援してほしい。
- ・学校給食については、年々コストが上昇してきているが、引き続き質を落とさずに、地場産のものだけにあまりこだわりすぎずに提供してほしい。

○生涯学習の推進について

- ・少年補導センターの活動について、外に出ずに家の中でスマートフォンで連絡を取り合う児童生徒が増えてきているため、巡回補導の開催時期や内容について引き続き検討してほしい。
- ・ディスカバー「滑川」ふれあい事業について、事業の課題を「事業によっては応募者が多く先着順で定員に達してしまい」に修正すべき。

○スポーツの推進について

- ・子どもの体力の低下が危惧されており、暑さ等により外で遊ぶ子どもが減ってきている。幼児期から、身体を動かす楽しさを感じ取ってほしいと思う。
- ・ほたるいかマラソンについては、市内参加者数が目標に達していないため、子どもたちの参加費を徴収せずに実施したらどうか。

- ・今後も部活動の地域展開を進め、教職員の負担軽減を図ってほしい。

○子育て支援について

- ・こども家庭センターについては、虐待やヤングケアラーの対応のための役割が非常に大きい。今後、ますます役割が重要となると思われるため、関係機関との連携に努めてほしい。

4 令和5年度実績に対する学識経験者の主な意見への対応について

○学校教育の充実について

- ・不登校の児童生徒が年々増加している。教育支援センター「あゆみ」を利用している児童生徒については近況が把握できると思うが、利用せずに自宅等で過ごしている児童生徒について適切な対応をお願いしたい。

(対応)

令和6年度は、小学校2校（寺家小、東部小）において校内教育支援センターを試行的に開設した。令和7年度は、小学校2校（寺家小、東部小）、中学校1校（早月中）において校内教育支援センター「ほっとルーム」を開設した。

早月中学校は、市内の小中学生が利用できるようにしており、各学校から安心安全メール等で家庭への案内をお願いした。周知はもちろんのこと、自宅で過ごしている児童生徒が安心して過ごすことのできる居場所となるよう努めていきたい。

- ・引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを適切に配置し、相談体制の構築に努めてほしい。

(対応)

今後も県教育委員会と連携し、適切な配置に努めていく。

- ・幼小接続に係わっているが、必要性を感じていない教職員がいたため、その必要性について周知してほしい。

(対応)

幼小接続合同研修会等を活用して幼小接続の必要性について周知を行っているところである。研修会には、管理職にも参加してもらい、幼小接続の担当者だけでなく、学校全体で取り組めるように努めている。

- ・奨学資金については各年度により予算が限られていると思うが、貸与・給与の決定の際には公平性を保てるように検討してほしい。

(対応)

令和7年度の選考委員会では、日本学生支援機構の選考基準を参

考に各世帯の経済状態をよりわかりやすく反映した資料を新たに加えた。

今後も公平な選考となるよう、選考基準については引き続き研究していく。

- ・社会に学ぶ14歳の挑戦事業について、市で一括して公募する等の方法は取れないのか。学校が一社ずつ受け入れのお願いに回っているため、教職員の負担が少なくなるようにできないか。

(対応)

県教育委員会にて受入事業所を公募している。少しでも教職員の負担を軽減できるよう、今後も受け入れを希望する施設・企業・事業所等の情報提供に努めていく。

- ・GIGAスクール構想の実現に向けて、他の自治体では安かろう悪かろうの業者に保守管理を委託していることもあと聞いている。引き続き、適切に対応できる業者に業務を委託してほしい。

(対応)

現在の保守管理を委託している業者は、滑川市内で過去から学校の教育ネットワークや情報機器の保守管理の実績があり、学校業務にも精通している。また、市内に事業所があることから、トラブル対応などにも迅速に対応していただいている。

引き続き、GIGAスクール構想の実現に向けて、安定的な保守管理の体制を継続してまいりたい。

- ・要・準要保護生徒就学援助事業について、中学校では「クラブ活動費」という名称はなくなったので、名称を変更したらどうか。

(対応)

現在、要・準要保護生徒就学援助事業で使用する費目名称は、国庫補助対象である「要保護児童生徒援助費補助金」で使用する補助対象費目の名称に合わせている。名称の変更については国の動きも踏まえがら対応していきたい。

○生涯学習の推進について

- ・男女共同参画推進事業について、啓発活動や公開講座を引き続き行ってほしい。

(対応)

今後も男女共同参画の重要性を広く市民に周知し、その推進を図るため、市民の関心を高めるテーマを中心とした公開講座の開催や、多様な啓発ツール（啓発グッズ、ポスター、パンフレット、ウェブサイトなど）を活用した広報活動の強化に取り組んでいく。

また、関係機関と連携しながら、より効果的な啓発活動を展開し、市民全体に男女共同参画の理念を深めていただけるよう努めていく。

- ・青少年健全育成事業について、市内を巡回しても効果は薄いのではないか。

(対応)

少年補導委員による巡回補導活動は、地域社会における「見える存在」として、子どもたちの非行防止や抑止力として重要な役割を果たしていると認識している。ただし、現代の子どもたちを取り巻く環境は、スマートフォンやSNSの普及によるいじめやトラブルなど、地域社会では目に見えにくい問題が増加しているのも事実である。このような変化に伴い、巡回活動中に直接問題行動を確認する機会は減少しているという現状もある。

そのため、引き続き巡回補導の実施内容について、時期や時間帯、巡回場所など効果的な方法を検討していくとともに、デジタル社会における適切な情報活用を学ぶ機会を設けるなど、子どもたちを取り巻く環境に対応した支援を強化していく。

今後も巡回活動の改善とデジタル時代における青少年健全育成策の充実を図り、事業の成果向上に努めていく。

○子育て支援について

- ・ひとり親家庭等緊急生活資金貸付事業については令和5年度で廃止となったが、ニーズがあれば滑川市社会福祉協議会につなぐ等の対応をとってほしい。

(対応)

ひとり親家庭等の緊急の生活資金貸付について相談があれば、滑川市社会福祉協議会へつないでいる。

- ・保育所の施設について、子どもたちの健康等を考えて計画的な整備に努めてほしい。

（対応）

公立の施設については、緊急性の高い箇所から整備を順次進めることとしている。私立の施設においても要望があれば専門家と共に現地確認し、子どもにとってより良い保育環境となるよう考えた上で意見を踏まえ、計画的に整備を進められるよう努めていく。

- ・放課後児童対策事業についてはお金だけの問題ではなく、支援員の人員を確保することが大事である。引き続き、支援員の人員の確保に努めてほしい。

（対応）

支援員の意欲向上と新たな支援員の確保につなげるため、令和7年度は新たに交通費を支給することとした。また、放課後児童クラブは小学校区の協議会において運営されているが、引き続き各クラブと連携しながら、地区の実情に応じた対応をするとともに、SNSを通じた情報発信や教員OBへの声かけなど人員確保に努める。

滑川市教育委員会教育に関する事務の点検及び評価実施要綱

平成21年1月23日教育委員会議決

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、滑川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 点検及び評価は、毎年度、その前年度における教育委員会の運営状況及び事務事業の執行状況について行うものとする。

2 点検及び評価を行うに当たっては、法第27条第2項に定める学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見の活用を図るものとする。

(学識経験者)

第3条 学識経験者は、滑川市の教育に関して学識経験を有する者のうちから3人を教育委員会が委嘱する。

2 学識経験者の任期は2年とする。ただし、補欠の学識経験者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識経験者は再任されることができる。

(報告書の作成等)

第4条 教育委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、滑川市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け等により公表するものとする。

(庶務)

第5条 点検及び評価の実施に関する庶務は、教育委員会事務局学務課において行う。

附 則

1 この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される学識経験者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

